

鹿角市教育委員会告示第8号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約業務について、鹿角市財務規則（平成11年規則第12号）第114条の2第2項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約の内容（契約公表）

(1) 契約に係る物品又は役務の名称、数量等	役務名称：学校用務業務委託 草刈り、剪定、冬囲い、花壇等の整理、屋内外備品修理、会場準備・片付け、印刷、事務補助、清掃、屋外片付け等 委託期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日
(2) 契約相手方の指名又は名称	公益社団法人秋田県シルバー人材センター連合会 会長 小野 忠 儀
(3) 契約を締結した日	令和3年3月11日
(4) 契約金額	6,272円/人日
(5) 契約の相手とした理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであるため。

令和3年3月11日

鹿角市教育委員会
教育長 畠山 義 孝

